

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

2026年3月31日

欧州のエネルギー調達と 中東情勢の緊迫によるエネルギー危機への対応

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
篠原 令子

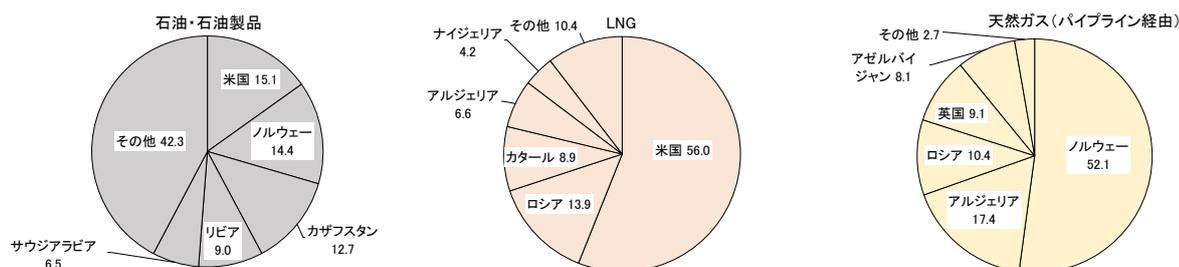
reiko_shinohara@iima.or.jp

1. EUのエネルギー輸入相手国と中東依存度

2月28日に始まった米国とイスラエルによるイランへの大規模軍事攻撃により中東情勢は緊迫し、ホルムズ海峡が実質的に封鎖されたことからエネルギー供給に支障が生じている。3月2日にはカタールの国営エネルギー会社が、液化天然ガス（LNG）施設が軍事攻撃を受けたとして生産停止を発表している。

欧州連合（EU）全体では、エネルギーの中東依存度は相対的に低い。石油・石油製品の輸入全体に占める割合が最も大きい中東の国はサウジアラビアで6.5%、天然ガスは主にカタールからのLNG輸入であり8.9%を占める（第1図）。なお、EUは2012年7月以降、核開発問題を巡る対イラン制裁により同国産原油の輸入を禁止している。

第1図：EUのエネルギー輸入相手国のシェア（2025年）



(資料) Eurostat 統計より国際通貨研究所作成

カタール産 LNG に最も依存しているのがイタリアであり、同国の LNG 輸入の 3 割を占める。イタリアは 2022 年のエネルギー危機に対して、アルジェリアやアンゴラ等を代替調達先とするなど多様化を図ってきたが、足許ではメローニ首相がアルジェリアの大統領と会談して、アルジェリアからの代替調達を目指している¹。

このように中東依存度は低いものの、懸念されているのは天然ガス在庫である。EU のガス在庫の貯蔵率は足許で 28%と平年より低い水準にとどまっている。EU は毎冬 90%の貯蔵目標を設定(後述)しているが、中東情勢の緊迫化を受けた供給制約により、来冬の在庫積み増しへの影響が懸念されている。欧州委員会は 3 月 23 日、加盟国に対して来冬へ向けてガス貯蔵の備えを始めるよう呼びかけ、80%への目標引き下げを可能とする柔軟性条項も活用できるとしている²。

2. 2022 年のエネルギー危機への対応と脱ロシア依存の現状

2022 年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵攻はエネルギー価格の高騰をもたらした。エネルギー輸入の大半をロシアに依存していた EU にとって大きな打撃となった。

EU は 2022 年 3 月、天然ガス、原油、石炭のロシアからの輸入を可能な限り早く段階的に廃止することで合意した。エネルギーの脱ロシア依存とクリーンエネルギーへの移行を目指す「REPowerEU」計画(2022 年 5 月発表)に沿って、①エネルギーの脱ロシア依存と輸入の多様化、②ガス需要抑制策：自主的なガス消費 15% (過去 5 年平均比)削減策。→EU は 2022 年 8 月から 2025 年 1 月の間に 17%のガス消費削減、③ガス貯蔵義務(90%)による冬季のガス供給確保→2025 年末までの予定だったが、2027 年末まで延長(2025 年 7 月)、④再エネ利用の加速等を進めてきた。

ロシアからの石炭輸入は 2022 年 8 月から禁止となっているが、その他のエネルギー輸入は完全な禁止には至っていない。2022 年 12 月からロシア産原油の海上輸入禁止措置、2023 年 2 月からは精製石油製品の禁輸措置が実施されているが、現在もハンガリーとスロバキアがパイプライン経由で輸入している。天然ガスは、ロシアからの輸入の割合は 2021 年の 45%から 2025 年には 13%に減少したものの、輸入は続いている。

2025 年 5 月、欧州委員会はロシア依存からの完全な脱却に向けて、ロシアのガス、石油、原子力エネルギーの輸入を段階的に廃止する REPowerEU ロードマップを発表した。これに基づき、欧州理事会は 2026 年 1 月、天然ガスについて以下の規則を採択した：

- ✓ 短期契約については、LNG は 2026 年 4 月 25 日から、パイプラインガスは 2026 年 6 月 17 日から禁止措置適用。

¹ Financial Times, “Italian PM Giorgia Meloni looks for gas supplies in Algeria”, 25 March 2026 (<https://www.ft.com/content/61ac03a0-83b9-4f02-99cd-b2a19885450d?syn-25a6b1a6=1>)

² European Commission, “Commission calls on EU countries to start preparing for winter amid Middle East energy disruption”, 23 March 2026 (https://energy.ec.europa.eu/news/commission-calls-eu-countries-start-preparing-winter-amid-middle-east-energy-disruption-2026-03-23_en)

- ✓ 長期契約については、LNG は 2027 年 1 月 1 日から禁止が適用され、パイプラインガスについては 2027 年 9 月 30 日から（冬季の貯蔵目標が達成されない場合は 2027 年 11 月 1 日から）禁止措置適用。

他方、石油輸入の完全な禁止は決まっていない。欧州委員会は、2027 年末までにロシアからの残りの石油輸入をすべて段階的に禁止するとして、立法案を 2026 年初めに提出する方針だったが、提出日は予定の 4 月 15 日から延期された。中東情勢を踏まえたものとみられるが、提出方針に変更はないと伝えられている³。

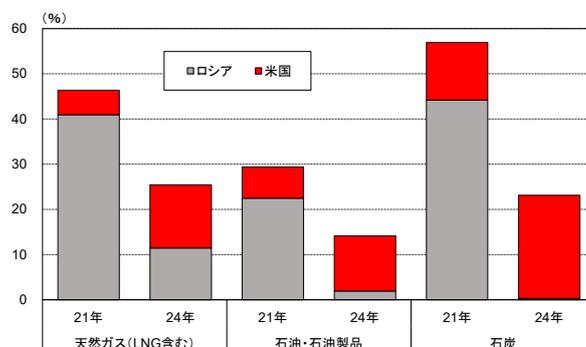
加盟国は調達先の多様化を進めた結果、エネルギー輸入に占めるロシアの割合が低下した代わりに、米国やノルウェー、アルジェリア等の割合が高くなっている（第 1 表）。輸入に占めるロシアと米国の割合を比べると、ロシア産の減少と米国産の増加が顕著である（第 2 図）

第 1 表：独仏伊の石油・石油製品と天然ガス輸入相手国

(%)	石油・石油製品				(%)	天然ガス(LNG含む)			
	2021年		2024年			2021年		2024年	
ドイツ	ロシア	29.3	オランダ	15.3	ドイツ	ロシア	66.4	ノルウェー	47.3
	オランダ	14.6	米国	14.5		ノルウェー	19.3	オランダ	24.5
	米国	9.1	ノルウェー	14.2				ベルギー	17.5
	ノルウェー	7.1	カザフスタン	9.5				米国	6.6
	カザフスタン	6.8	リビア	6.8				フランス	0.4
フランス	ロシア	14.6	米国	17.9	フランス	ノルウェー	36.8	ノルウェー	40.2
	米国	8.9	アルジェリア	7.1		ロシア	23.9	米国	20.9
	サウジアラビア	8.5	カザフスタン	6.6		アルジェリア	8.4	ロシア	17.9
	アルジェリア	7.4	ナイジェリア	6.6		オランダ	8.1	アルジェリア	10.6
	オランダ	6.8	サウジアラビア	6.5		ナイジェリア	6.6	オランダ	2.9
イタリア	アゼルバイジャン	18.3	リビア	16.5	イタリア	ロシア	40.0	アルジェリア	39.1
	リビア	15.2	アゼルバイジャン	12.6		アルジェリア	30.8	アゼルバイジャン	17.3
	ロシア	11.7	カザフスタン	11.3		アゼルバイジャン	9.9	カタール	11.6
	イラク	11.4	米国	8.6		カタール	9.4	ロシア	9.6
	サウジアラビア	8.3	サウジアラビア	8.4		リビア	4.4	米国	8.7

(資料) Eurostat 統計より国際通貨研究所作成

第 2 図：EU のエネルギー輸入に占める米国とロシアの割合

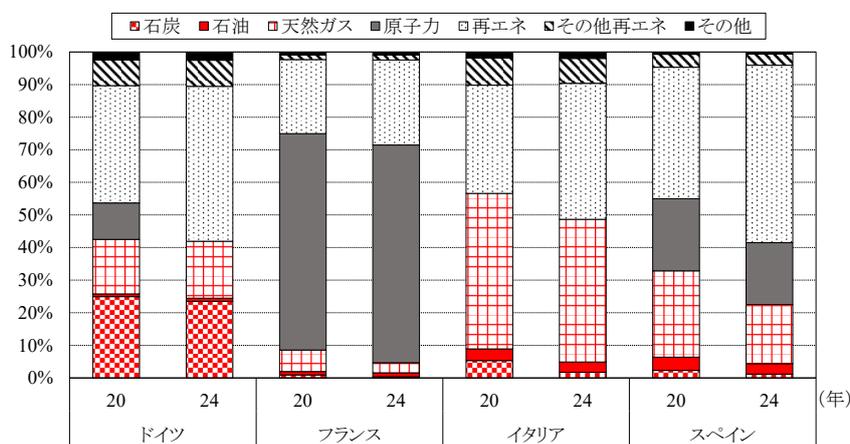


(資料) Eurostat統計、Bruegel資料より国際通貨研究所作成

³ Reuter, “EU delays April 15 proposal to permanently ban Russian oil imports”, 24 March 2026 (<https://www.reuters.com/business/eu-delays-april-15-proposal-permanently-ban-russian-oil-imports-2026-03-24/>)

また、EU 主要国の電源構成は、脱炭素政策の推進と 2022 年のエネルギー危機により大きく変化し、再生可能エネルギーの割合が増加している。（第 3 図）

第 3 図：EU 主要国の電源構成



(注) 再エネは太陽光、風力、水力。その他再エネはバイオ燃料、地熱、太陽熱、潮力。
 (資料) IEA, "Electricity Information"より国際通貨研究所作成

3. EU はエネルギーの自立とコスト引き下げに向けた政策パッケージ発表、足許の価格高騰にも対応

近年、EU は脱炭素政策を推し進めてきたが、ウクライナ危機後はエネルギー安全保障との両立が課題となった。さらに「ドラギ報告書」（2024 年）を機に産業競争力の強化が最優先課題となり、同報告書では高いエネルギーコストが競争力低下の一因と指摘されている。欧州委員会が 2025 年 1 月に発表した「競争力コンパス」では、①米中とのイノベーション格差の解消、②脱炭素化と競争力強化、③域外依存からの脱却と経済安全保障の確立の 3 つの柱が示された。これを踏まえて発表された「クリーン産業ディール」（同年 2 月）は競争力強化と脱炭素化のための産業政策であるが、クリーンエネルギー（再エネ、原子力、その他低炭素エネルギー）を推進する点ではエネルギー安全保障の観点も含まれている。

欧州委員会が 3 月 10 日に発表した「クリーンエネルギー投資戦略」、「小型モジュール炉（SMR）戦略」、「市民のためのエネルギー対策」から成る政策パッケージは、エネルギーの自立とコスト引き下げを目的としており、「クリーン産業ディール」の具体的な施策となる。

「SMR 戦略」についてみると、欧州における SMR の開発と 2030 年代初頭までに最初の SMR 稼働を目指す施策（有望なプロジェクトへの集中支援、投資促進や規制の枠組み整備等）が盛り込まれている。2023 年以降、EU は SMR 開発と導入に向けて様々な準備を進めてきており、本戦略はそうした従来から続く政策の一環である。欧州委員会は、SMR は安全な原子力技術であり、信頼性が高く国産のクリーンエネルギーを提

供するとともに産業競争力を強化し、エネルギー安全保障を強化することができる、としている。

また、欧州委員会のフォンデアライエン委員長は同日の講演で、「1990年に欧州の電力供給の3分の1が原子力だったが、現在は約15%に過ぎない。この原子力の割合低下は選択したものだが、信頼性が高く手頃な低排出電力源に背を向けたのは戦略的な誤りだった」と発言している⁴。そして、今後は原子力と再生可能エネルギーは重要な役割を果たし、両者が組み合わさることによって最も強力になると述べている。

このようにEUとしては原子力を推進する方針だが、各国の原子力利用の立ち位置は大きく異なっている。フランスは原子力発電が大半だが、ドイツは2023年に原発稼働を停止している。イタリアは1990年に原発の稼働を停止したが、2022年の総選挙でメローニ首相が属した右派連合は公約で「原子力発電利用の再評価」を掲げており、メローニ政権は原子力発電の再開を検討していると伝えられている。

3月19日開催のEU首脳会議では、足許のエネルギー価格高騰への対応策として、ターゲットを絞った一時的措置や、電力価格の過度な変動への対応、排出権取引制度の見直し等で合意している。

4. おわりに

EUにとっての重要課題である脱炭素、エネルギー安全保障、競争力強化のいずれにも欠かせないのがエネルギー政策である。2022年のエネルギー危機に続き、今般の中東情勢の緊迫は、エネルギーを国外に頼らずに自給自足する重要性を改めて認識させた。EUは今後もより一層、自国産エネルギーとして再エネや原子力利用の推進を加速させるとみられるが、原子力利用については国によって方針の違いが大きいため議論が続くであろう。

足許では国外にエネルギー供給を頼らざるを得ない状況下で、脆弱性を抱えている。ロシアからのLNG輸入の短期契約分は4月25日から輸入禁止が決まっているが、代替調達状況次第では延期の可能性も考えられる。また、エネルギーの脱ロシア依存の一方で米国への依存が高まっているが、EUと米国が様々な価値観で対立していることを踏まえると、過度に米国へ依存することは回避するとみられる。米国依存を増やさない点からもEUは自国産エネルギー推進を加速すると思われる。

以上

⁴ European Commission, “Speech by President von der Leyen at the Nuclear Energy Summit”, 10 March 2026 (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_26_581)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>